

休業見舞金・死亡見舞金申請手続きについて

法人会員ネットに申請に必要な書類一覧と様式A・Bを掲載いたしました。
会員からの申請について、下記のとおりお願いいたします。

【申請前にご確認いただくこと】

- ① 日本医療機能評価機構で行っている「医療従事者支援制度」に勤務先が加入していますか？
⇒加入している場合は「医療従事者支援制度」の補償金への申請をお願いします。
- ② 業務に起因して新型コロナウイルスに罹患されましたか？
⇒労災認定を受けてください。労災認定を申請した書類と支払い決定通知書のコピーを忘れずに控えるようお願いします。
- ③ 自治体等を含む他からの補償金を一切受領していませんか？
⇒都道府県看護協会で設定している同見舞金については他からの補償金には該当しません。

【申請の際に必要な書類】

法人会員ネットに掲載している「必要書類一覧」をご参照ください。
労災認定の申請書類についてはコピーがなければ「支払決定通知書」のコピーのみでも申請可能とします。様式Aについては、都道府県看護協会に記載してください。
様式Bについては、申請者ご本人（またはご遺族）で記載してください。
都道府県看護協会の皆様にはお手数をおかけいたしますが、「様式A」「様式B」と労災認定書類一式（コピー）をあわせて、日本看護協会へご提出ください。

【申請の流れ】

都道府県看護協会から申請書類一式が届きましたら、本会内で決裁をとり、見舞金の支給を決定します。お見舞金は、従来の死亡見舞金等と同様に都道府県看護協会経由で会員へお送りしていただきますが、本会より現金書留で直接お送りすることもできます。見舞金の支給が決定しましたら、都道府県看護協会へご連絡いたしますので、その際ご相談申し上げます。

【その他】

休業見舞金・死亡見舞金については、会員への福利厚生の一環であり、従来からある災害見舞金や死亡見舞金と同様に対応をお願いいたします。今回は「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」が終了すれば、本会からの見舞金も終了する予定ですので、規程を定めることはしません。（期間限定の見舞金）
また、業務委託契約を締結する予定もありません。